

本会議から付託された議案 14 件、請願 1 件及び陳情 1 件を審査するため、平成 28 年 12 月 13 日に文教福祉委員会を開催しました。

議案第 88 号

総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市清梁園及びデイサービスセンター清梁園の指定管理者に社会福祉法人経山会を指定しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：選定基準において利用者の声が反映されていない。利用者ファーストの観点から選定を行うことも必要ではないか。

答：地域との交流もあるので、地域の方からの意見や利用者の方から話を聞く機会を設けていきたい。

問：合格基準を超えなかった場合はどうするのか。

答：再公募する。

議案第 89 号

総社市山手福祉センター指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市山手福祉センターの指定管理者に社会福祉法人新寿会を指定しようとするもの

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 90 号

総社市山手ふれあいセンター指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市山手ふれあいセンターの指定管理者に社会福祉法人総社市社会福祉協議会を指定しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：公募か指名かどう判断するのか。

答：老人福祉施設選定委員会において、高齢者の居場所づくり等、地域に密着した地域づくりの核となる施設であることから、地域とのつながりを重視する機能を持った社会福祉協議会を指名することが適当であると判断した。

問：地域の交流研修施設だが、どのような研修を行っているか。また利用者はどうか。

答：主なものとして、認知症サポーター養成講座やふれあいサロンの開催、また百歳体操の拠点となっている。平成 27 年度の利用状況は、月平均 33 団体、延べ 396 団体が利用している。人数は月平均 400 人である。

議案第 91 号

総社市介護予防拠点施設指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市介護予防拠点施設の指定管理者に社会福祉法人総社市社会福祉協議会を指定しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 92 号

総社市国民健康保険税条例の一部改正について

～内容～

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例追加等、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 93 号

総社市スポーツセンター等体育施設指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市スポーツセンター等体育施設の指定管理者にコナミスポーツクラブ・日本管財グループを指定しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：修繕箇所は速やかに対応できているか。

答：修繕が必要な箇所については、月 1 回の教育委員会と受託者との定例会で報告を受けており、50 万円未満の修繕については受託者側で修理するよう伝えている。

議案第 94 号

総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設指定管理者の指定について

～内容～

平成 29 年 4 月 1 日から 5 年間、総社市清音ふるさとふれあい広場等体育施設の指定管理者に特定非営利活動法人きよね夢テラスを指定しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：評価点 500 点満点中、335 点は低いように感じるがどうか。

答：応募団体が 1 団体ということもあり、選定委員が厳しく評価した結果である。

議案第 95 号

総社市幼稚園保育料条例の一部改正について

～内容～

幼稚園保育料について、年間保育料を各月に平準化して徴収しようとするため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：8月分を徴収しようとする理由は何か。県下で8月分を徴収していない市はあるか。

答：子ども・子育て支援新制度による市外通園者に対する保育給付費の算定において、公定価格から毎月の保育料を差し引いた額を給付することになっており、保育料を徴収しない月があれば、その月の保育料分を市が負担することになる。また、県下15市で8月分を徴収していない市は、玉野市、赤磐市、瀬戸内市の3市である。

問：条例改正により収入が減るが、いくら減る見込みか。

答：平成28年度10月の園児数で積算すると411,000円の減額となる。

議案第96号

総社市立認定こども園条例の一部改正について

～内容～

認定こども園幼稚部の保育料について、年間保育料を各月に平準化して徴収しようとするため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第97号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について

～内容～

待機児童解消のため、常盤小学校区と山手小学校区の放課後児童クラブ施設の所在の追加及び定員の変更をすることに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：定員が増えることによって、4年生以上も対象となるか。

答：基本は1年生から3年生が対象である。1年生から3年生で定員が満たされなければ、4年生以上の対応も可能と考えている。

問：1年生から3年生で定員が満たされない場合は、4年生以上の受け入れも可能ということだが、今後、待機児童が見込まれる小学校区においては、年度によって対象児童の学年が異なることはトラブルになりかねないと思うがどうか。

答：基本的には3年生までを対象としている。各小学校区で希望者の人数も異なっているため、各小学校区単位で状況に応じて運営委員会で対応を決める。

議案第 98 号 総社市文化芸術会議条例の制定について

～内容～

総社市の文化芸術のより一層の振興を図るため、教育委員会の諮問に応じて、調査及び審議をする会議を設置するため条例を制定しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：文化芸術会議委員の選任に対する考えはどうか。常連の方ばかりではなく、新しい方も加えるべきだと思うがどうか。

答：人選については、博物館・美術館に関する詳しい有識者、教育関係、経済関係、文化財の関係者、作家等で新しい方を含め男性だけでなく女性も考えている。

問：文化芸術会議委員を公募する考えはないか。

答：検討する。

議案第 104 号 平成 28 年度総社市一般会計補正予算（第 8 号）

～内容～

本委員会の所管に属する部分は、妊婦健康診査の検査項目の追加等に伴う手数料の増額、維新幼稚園耐震補強工事に要する経費、中央公民館（仮称）常盤第 2 分館建設に伴う設計等の委託料の補正、また、小学校普通教室エアコン設置事業、総社小学校改築事業に関する債務負担行為の補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：中央公民館（仮称）常盤第 2 分館の完成予定年度はいつか。

答：平成 28 年度から平成 29 年度にかけて設計を行い、平成 29 年度に工事着手、平成 30 年度完成を予定している。

問：小学校普通教室のエアコン設置事業の進捗状況はどうか。平成 29 年度の夏に間に合わない教室はあるか。

答：平成 28 年度は 7 校 51 教室に設置している。平成 29 年度で残りの 7 校 92 教室に設置する予定で、全て夏に間に合うよう計画している。

問：建て替え後の総社小学校に、特別支援学級専用のトイレはあるか。

答：専用のトイレはないが、教室の前に予定している多目的トイレを利用するように考えている。

議案第 105 号

平成 28 年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

～内容～

マイナンバーシステムの仕様変更に伴う電算システム改修委託料の増額、一般被保険者高額療養費の増額、前年度の事業費確定に伴う増額補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：予算の総額が 86 億円になっている。どのように考えているか。

答：医療が高度化し医療費が膨らんでいることも要因の一つであるが、これは市として直接対策を講じることはできない。市としては、市民一人一人が健康について意識し、健康づくりに取り組んでもらうためにはどうすればいいかを考えている。

議案第 106 号

平成 28 年度総社市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

～内容～

制度改正に伴うシステム改修委託料の増額、住所地特例者に係る総合事業に要する経費の増額補正が主なもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

請願第 3 号

「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書

～請願項目～

都道府県が策定する（した）地域医療構想が、地域の実情に応じた内容となるよう、国は推定方式の抜本的な見直しを行うこと

～結果～

次のような意見があり、起立採決の結果、起立多数で**趣旨採択**すべきであると決定した。

～意見（採択）～

県北の必要病床数は3割、4割減っている。必要病床数の減少が一因となり限界集落へと進んでいくのではないかと危惧される。必要病床数の見直しを求めるべきである。

～意見（趣旨採択）～

請願の趣旨は理解できるが、各保健医療圏内において議論と調整を行う機会も設けられていることなどから、国が実際に患者に行った医療行為を基に将来の人口推計により算定した必要病床数の見直しまでは必要ない。

陳情第1号 年金の毎月支給を求める陳情

～陳情項目～

年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること

～結果～

次のような意見があり、起立採決の結果、起立多数で**趣旨採択**すべきであると決定した。

～意見（採択）～

年金受給者の厳しい生活を改善してほしいという切なる思いが伝わってくる。最低限の生活を担保するという観点から採択すべきである。

～意見（趣旨採択）～

給料等は毎月支給で、家賃や公共料金の支払いサイクルも毎月であり、年金の毎月支給という要望は理解できるが、隔月から毎月支給に変更することで、口座振替に係る手数料等の経費が増え財政負担が増す。